

平成30年度予算編成要領

平成30年度の予算については、

- ▼多様な価値観や生き方に対応した『今』必要なサービスの充実
- ▼『将来』を見据えた「住みたい」と思われるまちづくり
- ▼まちの持続的発展を支える『財政の健全性』の確保

の実現に向け、「メリハリあるビルド&スクラップ」の実践を基本に取り組むものであり、その達成に向けては、以下に示す事項に十分に留意することとする。

1 全般に関する事項

平成30年度は、次なる茨木を実現していく予算とするため、マニフェストへの対応を図るとともに総合計画を着実に推進し、財政の健全性の確保に留意した予算を編成するものとする。

(1) 持続的発展を果たすための取組

予算編成方針で示すように、何も手立てを講じなければ財源不足に陥る厳しい財政状況を職員一人ひとりがしっかりと認識し、「新たに実施する新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出すること」を基本姿勢とした予算編成に取り組むこととする。また、取組の達成に向け、各部ごとに「メリハリあるビルド&スクラップ対照表」を作成し、予算査定に活用するものとする。

① 柔軟な財政構造の保持（ビルド&スクラップの実践による事業の見直し）

i) マニフェストの実現と総合計画の着実な推進《ビルド》

- ・ 実施計画対象事業について、事業費の精査や効果的・効率的な実施内容への再検討、市民の満足度が高まるよう再考すること。
- ・ 追加財源枠として「次なる茨木推進枠（2億円）」を設定するので、「ゼロをプラスへ導く」魅力ある施策を積極的に立案すること。

ii) 事業の見直しや負担の適正化による健全な財政運営の推進《スクラップ》

- ・ 各部で取組む事務事業見直しにおいて、見直し目標額を部内協力のもと必ず達成することとし、以下に示す視点を踏まえ取組むこと。

■「行財政改革指針」（平成28年3月改訂）に沿った取組の強化

【事務事業総点検（棚卸）による見直し項目の実践】

- ・ 事務事業総点検による一次評価・二次評価及び行財政改革ヒアリングの結果を踏まえ、これまでの成果と課題を再度検証し、持続的発展を支える行財政運営の実現に向け、着実に見直しを進めること。

【協働と民間活力の活用の推進】

- ・ 事業目的を達成するための効率的・効果的な方法について、「サービス向上とコスト抑制の観点から、民間委託や指定管理者制度等の活用（民間活力の導入）ができないか」という視点に立ち、「茨木市PPP手法導入指針」も踏まえ検証すること。
- ・ 民間活力を導入する際は、有効性・効率性の観点から、市職員等が担うべき業務とのすみ分けを明確にし、効果的な業務委託になるよう努めること。また、定期的に直営実施とのコスト比較を行い、効果的な実施手法であるか検証すること。

【事務事業の重点化と効率化】

- ・ 市単独の扶助費については、事業本来の意義と役割を踏まえ、所得制限の導入や基準の見直し等を検討すること。
- ・ イベント事業については、実施による効果を検証し、効果的・効率的に行われるよう見直しを進めること。また、相乗効果による成果の向上に向け、他のイベントとの統合や同日開催等を検討すること。

【将来を見通した財政基盤の確立】

- ・ 安定的な税収等の確保とその増大を図るため、市税をはじめ、保険料、使用料等について、効果的な徴収策を講じ収納率の向上に取り組むこと。
- ・ 本市の居住地としての魅力を高め、現役世代の定住・転入を促進し、税収の維持・拡大に努めること。
- ・ 広告事業の一層の推進を図るため、広告媒体として活用可能な資産がないか等を検討し、新たな財源確保に努めること。
- ・ 公営企業会計、特別会計においては、独立採算制の基本原則に照らし、常に自主財源の確保と支出の抑制を図り、業務運営の合理化及び効率化を進めること。

【時代のニーズに即応する行政体制の構築】

- ・ 対話と議論を重視し、市民一人ひとりの価値観に寄り添った多様なサービスの提供や行政課題に迅速、的確に対応するため、政策推進会議の活用等による関係部課での協議・調整が有効に機能する効率的な体制を整え、内容及

び経費面において適切に調整したうえで要求すること。

■「情報システム全体最適化計画」及び「情報システム調達ガイドライン」に基づく取組の徹底

- ・ システム導入時や今後の保守等について、効率化・最適化及び経費の節減に努めること。

■対応すべき事項の確実な達成

- ・ 議会及び事務監査等で指摘された事項について、早期の改善に努めること。
- ・ 「各部における課題及び重点事項」及び「事務事業実績」や「施策評価」、「予算カルテ」における課題事項等について、適切に対応を図ること。

② 将来への負担の抑制（ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制）

ハード事業の要求については、確実な事業実施に対応する予算とすること。なお、事業内容については、聖域を設けることなく、再度、必要性を検証するとともに、経費の積算においても過大な安全値を求めることなく、実績ベースを基本に適切に見積もること。また、規格・仕様を見直すなど、コスト縮減に対する積極的な取組に努めること。

(2) 老朽化する公共施設等の長寿命化の推進

予算要求にあたっては、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」や「茨木市公共建築物保全方針」に基づいた予防保全的な改修経費等を要求するものとし、予算措置にあたっては、同方針や簡易劣化度判定の結果等により保全の優先順位等を検討し、調整を図るものとする。

(3) 障害者が安心して暮らせるまちづくりの推進

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、行政における事業や事務の実施にあたり合理的配慮の提供が求められていることから、以下の取組を参考に施策を検討すること。

- ・ 窓口や各施設等において意思疎通を図りやすくする環境の整備
- ・ 行事や講座等に参加しやすくする環境の整備

(4) 環境に配慮した予算編成

「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進し、環境負荷が少ない行財政運営を目指すため、設備改修の際は、LED照明など省エネ型の設備を導入するなど、環境に配慮するとともに、物品の購入等については以下の点に留意すること。

- ・ 消耗品等の購入については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」及び「茨木市グリーン調達方針」に従うとともに、記載されていない物品についても環境に配慮した物品の計上に努める

こと。特に冊子・チラシの発行については必要部数を十分に精査し、外部印刷を行う際には環境にやさしい（グリーン購入）印刷を行うこと。

- ・ 施設の改修時は、イニシャルコストだけでなくランニングコストも含めて経費の試算をし、省エネルギー型の機種選定を行うこと。
- ・ 節電対策及び再生可能エネルギーの導入に全庁的に取り組むとともに、電力・ガスの自由化を踏まえ、指定管理施設においても新電力等の導入について検討すること。

(5) 国・府制度の積極的な活用と制度改正への適切な対応

国においては、「一億総活躍社会の実現の加速」、「21世紀型インフラの整備」、「中小企業・小規模事業者及び地方の支援」等に取り組む『未来への投資を実現する経済対策』を進めていることから、これらの動きを十分に注視して、諸制度の積極的な活用を図るとともに、国の経済対策に係る補正予算の活用を視野に、前倒し実施も含めた柔軟な対応により歳入の確保について努めること。

また、国・府の制度の改正により廃止・縮小される事業は、本市においても同様の措置をとることを基本とする。その際には、改正内容等を十分理解し、市民の立場と財政負担の観点から検討を行い、早期に的確な対応が行えるよう調整すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の完全捕捉に努めるとともに、時代に対応した効果的な徴収策により一層の収納率向上に努めること。また、税制改正や景気の動向に十分注視し、的確な見積りを行うこと。
- (2) 使用料、手数料、分担金及び負担金、雑入等については、受益と負担の公平性の観点から、適正化に向けての取組を予算に反映すること。また、料金を徴収すべきものには、収納率の向上に特段の努力を払うことにより、財源の確保に努めること。
- (3) 市税や保険料、使用料、分担金等の各種徴収金については、納期限内の自主納付が図られるよう、まずは現年分の納付環境の整備に最大限努めるとともに、滞納整理の早期着手、長期滞納案件の解消を徹底することにより、滞納繰越額の抑制と未収金の回収を図ること。また、債権管理チームを中心に連携を図りながら、効果的な徴収方法の研究などを積極的に行い、差押えや支払督促を可能な限り実施し、さらなる収納率の向上につなげること。
- (4) 国庫・府支出金については、関係機関と十分協議・調整したうえで、制度改正への対応などに遺漏のないよう対処すること。また、ここ数年の採択率の状況を

鑑み、国等に積極的に働きかけを行い、財源確保に最大限取組むこと。

- (5) その他少額、または捕捉の困難な収入についてもなおざりにすることなく、財源の確保に最大限の努力を払うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、事業にかかる経費の一部であると認識したうえで、行財政改革指針の観点も取り入れながら事業の適切な担い手を検証し、適正化に努めること。特に時間外休日給手当については、事務の簡素化と効率化をより一層進めるとともに、職員の適正配置や部内及び課内の応援体制を確立し、その削減及び平準化に努めること。
- (2) 管内旅費（府庁等への出張）については、人数を厳選するとともに、電子メールの活用など、連絡方法についても効率化を図ること。また、総会・大会等の出張については原則1人とし、必要最小限の日程とすること。
- (3) 一般行政経費については、徹底した見直しに努め、実績ベースよりさらなる見直しを図るため、別途配布の『予算要求基準』に基づき、経費ごとに示されている留意事項を遵守のうえ積算すること。
なお、近年、委託料や需用費、賃金をはじめとする物件費が増大傾向にあり、財政構造を硬直化させる大きな要因となることから、安易な増額を避けるとともに、必要性を再点検し、一層の見直しに努めること。また、類似事業（イベント、研修会、調査委託等）の統合・廃止や簡素化などに努めること。
- (4) 市単独の扶助費については、他市との均衡、社会経済情勢や市が担う役割等の変化を考慮したうえで見直しを図ることを基本とするとともに、国・府補助事業の扶助費についても、必要性を再検討し、予算と決算との乖離が極力生じないよう、適切に見積もること。
- (5) 補助金等については、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、「補助金等適正化検証シート」の結果を踏まえ、「公平で、公益性が高い事業に対する補助金制度」を目指し適正化を図ること。また、負担金については、支出の根拠を明確にするとともに、その必要性を再点検し、効果等が寡少なものについては廃止すること。
- (6) 事務機器の借入れや施設の管理業務などの長期継続契約が可能な契約については、「茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準」に基づき、経費の節減及び事務の軽減の観点から、契約形態を見直すこと。